

新旧対照表

後援三徳会規約

新	旧
<p>第13条 本会の目的遂行のため、本会に委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会の委員は、理事及び教職員の中から理事長が委嘱する。</p>	<p>第13条 本会の目的遂行のため、本会に委員会を置くことができる。</p> <p>2 委員会の委員は、理事及び教職員の中から理事長が委嘱する</p>
<p>第16条 会計年度は、<u>原則</u>4月1日から翌年3月31日までとする。</p>	<p>第16条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。</p>
<p>後援三徳会会計基準</p>	<p>後援三徳会会計基準</p>
<p>第1項 規約第3条ならびに第14条に基づき、会計基準を定める。</p>	<p>第1項 規約第3条ならびに第14条に基づき、会計基準を定める。</p>
<p>第2項 本校生徒の保護者は、次に定める会費等を納入するものとする。</p> <p>(1) 入会金 1,000円 生徒の入学の際に納入する。</p> <p>(2) 会費 月額 400円</p> <p>(3) 学校基金 月額 140円</p> <p>(4) 環境整備協力費 月額 280円</p> <p>(5) 図書費 月額 250円</p> <p>ただし、兄弟姉妹が本校に在籍して<u>おり</u>、保護者等が本会員である場合は入会金は免除する。</p> <p>また、減免措置については、神奈川県の入学検定料等の減免の基準を準用し、会費・学校基金・環境整備協力費・図書費を<u>申請により免除する。また、学校の許可を受けて休学または留学している期間については、当該期間に係る会費・学校基金・環境整備協力費・図書費を免除する。ただし、高校生等奨学給付金の支給を受ける場合は免除されない。</u></p>	<p>第2項 本校生徒の保護者は、次に定める会費等を納入するものとする。</p> <p>(1) 入会金 1,000円 生徒の入学の際に納入する。</p> <p>(2) 会費 月額 400円</p> <p>(3) 学校基金 月額 140円</p> <p>(4) 環境整備協力費 月額 280円</p> <p>(5) 図書費 月額 250円</p> <p>ただし、兄弟姉妹が本校に在籍して<u>いて</u>、保護者等が本会員である場合は入会金は免除する。</p> <p>また、減免措置については、神奈川県の入学検定料等の減免の基準を準用し、会費・学校基金・環境整備協力費・図書費を免除する。</p>